

## 東京都市計画ごみ処理場（産業廃棄物資源化施設）の変更（東京都決定）

都市計画ごみ処理場（産業廃棄物資源化施設）第5号城南島第2建設リサイクル施設を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	ごみ処理場名			
第5号	城南島第2建設リサイクル施設	大田区城南島三丁目地内	約1.1ha	処理能力 木くず破碎 139トン/日 廃プラスチック類破碎 86トン/日 がれき類破碎 972トン/日 混合破碎 2,434トン/日 廃プラスチック類圧縮梱包 23.7トン/日

「区域は計画図表示のとおり」

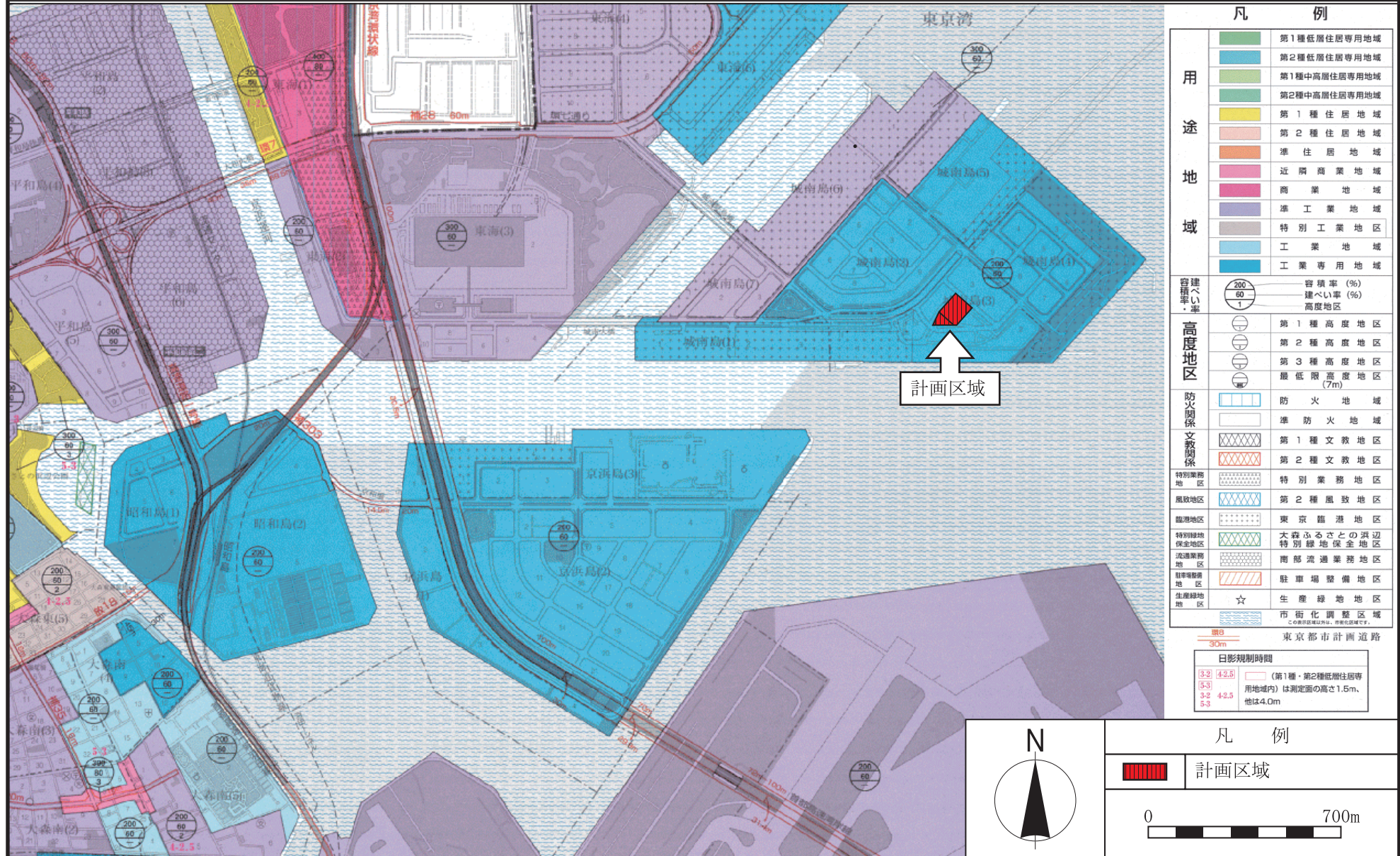
理由：産業廃棄物を適正に処理するとともに再資源化を促進し、最終処分量の削減及びリサイクルの向上を図るため、城南島第2建設リサイクル施設を都市計画変更する。

### 変更概要

名称	変更事項
第5号城南島第2建設リサイクル施設	1 区域・面積の変更 約0.9ha → 約1.1ha
	2 処理能力の追加 廃プラスチック類圧縮梱包 23.7トン/日

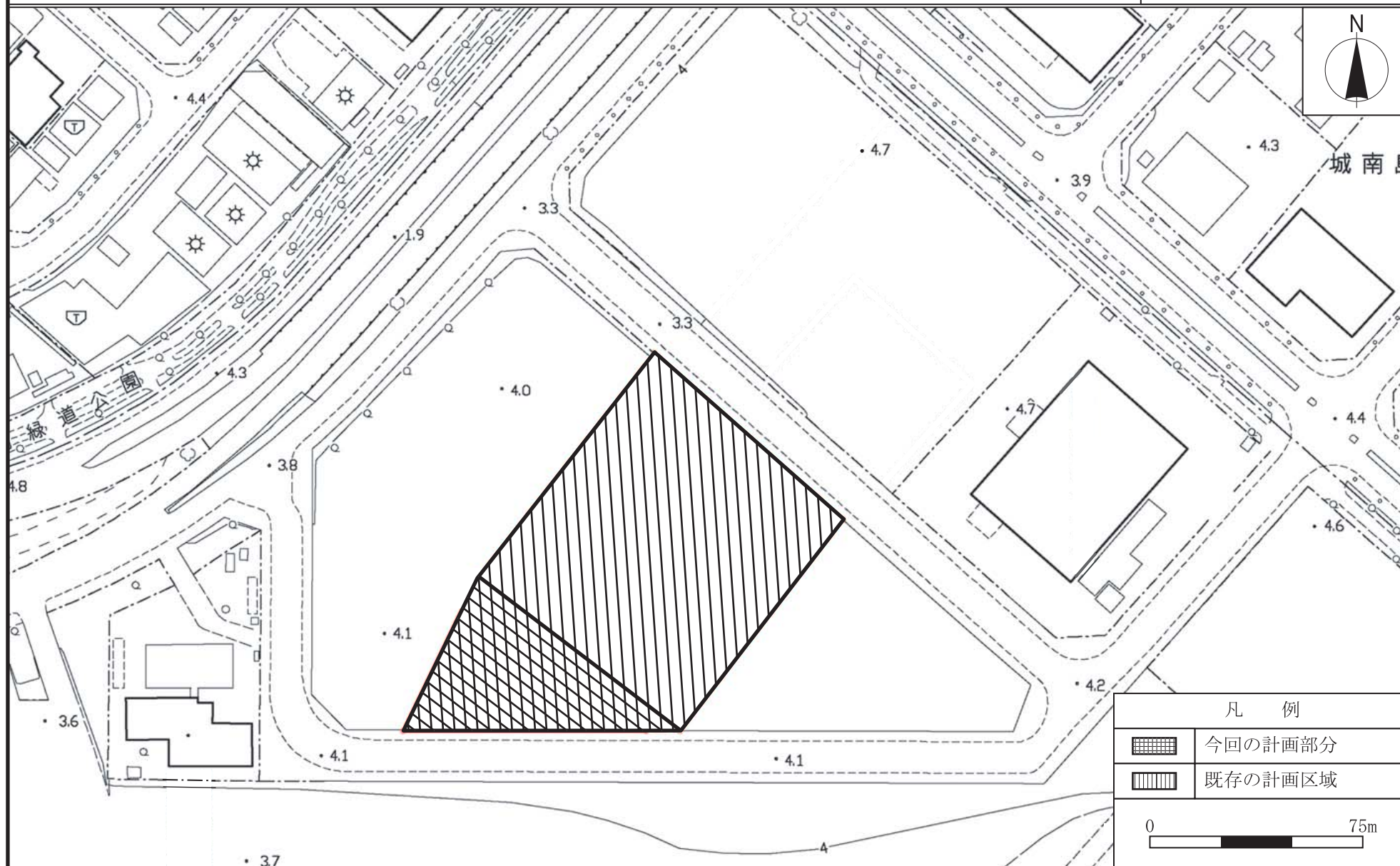
## 東京都市計画ごみ処理場（産業廃棄物資源化施設） 第5号 城南島第2建設リサイクル施設 総括図

[東京都決定]



東京都市計画ごみ処理場（産業廃棄物資源化施設）  
第5号 城南島第2建設リサイクル施設 計画図

[東京都決定]



東京都市計画ごみ処理場(産業廃棄物資源化施設)の変更 (東京都決定) について		【説明資料】
1 趣旨及び経緯	<p>本計画は、東京都のスーパーエコタウン事業に基づき公募により選定された民間事業者が、建設廃棄物等の適正処理と再資源化を促進し、最終処分量の削減及びリサイクルの向上を図るために、大田区城南島三丁目地内に産業廃棄物資源化施設を整備しようとするものである。</p> <p>本施設は、平成14年度の第一次公募により事業選定され、平成15年に都市計画決定し、平成16年より施設稼動している。</p> <p>本案件は、既決定区域と隣接する敷地に新たに産業廃棄物資源化施設を増築し、既存施設と一体的にリサイクルを行うために都市計画変更しようとするものである。</p> <p>また本案件は、都市計画法第18条第1項の規定により東京都知事から、東京都市計画ごみ処理場(産業廃棄物資源化施設)の都市計画変更について、大田区長宛に意見照会されたものである。</p>	<p>○平成15年8月15日付け 東京都告示第961号にて、都市計画決定</p> <p>○平成20年8月25日付け 20都市基施第276号にて、東京都知事より意見照会</p>
2 位置	<p>本計画地は、大田区東部の城南島三丁目地内に所在し、東京港臨海道路の東南側約50mに位置し、用途地域は、工業専用地域である。</p> <p>また、本計画地の周辺の土地利用の状況は、流通・物流関連事業所やスーパーエコタウン事業の公募により選定された産業廃棄物資源化施設が立地している。</p>	<p>○用途地域等について ※工業専用地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 準防火地域</p>
3 都市計画の内容	<p>位置：大田区城南島三丁目地内 面積：約1.1ha 名称：第5号城南島第2建設リサイクル施設</p>	
4 公告・縦覧	<p>日時：平成20年9月17日(水)～10月1日(水) 場所：東京都都市整備局都市づくり政策部 大田区まちづくり推進部まちづくり課</p>	